

資料 5-1-11 阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定

阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定

(目的)

第1条 大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、太子町、河南町、千早赤阪村及び大阪南消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町及び奈良県広域消防組合（以下「協定市町村等」という。）との林野火災に係る消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

(応援)

第2条 協定市町村等は、境界を接する林野火災の防御のため、次に掲げる方法により応援隊を派遣する。

- (1) 消防機関が把握した情報により火災の発生を認知し又は火災を発見した場合は、更に一隊を派遣するものとする。
- (2) 要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請隊数を派遣するものとする。
- (3) 前2号の規定による出動の後、応援隊の派遣がなお必要と認められる場合は、受援側の消防機関の長と応援側の消防機関の長と協議の上、応援隊数を決定し、当該隊数を派遣するものとする。

(指揮)

第3条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法による。

- (1) 受援側の消防機関の長が指揮するものとする。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 現地に応援隊が先着した場合は、第1項の規定にかかわらず、受援側の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

(経費負担)

第4条 応援に要した経費は、次によって負担する。

(1) 応援側において負担するもの

- ア 応援隊員の災害補償費並びに消防賞じゅつ金
- イ 応援隊員の応援出動から帰着までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費
- ウ 人件費、被服費及び雑費
- エ 車両の燃料費
- オ 消防機械器具の修理が5万円以内のもの

(2) 受援側において負担するもの

- ア 消火に要した薬剤等の実費
- イ 前号オに定める破損の程度を越える消防機械器具の修理費。ただし、破損の原因が応援隊の重大な過失によるものを除く。
- ウ 建築物、工作物、土地等に対する補償費
- エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料及び食糧費

2 前各号以外の経費の負担区分については、協定市町村等が協議の上、決定するものとする。

(この協定に定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、関係市町村等において協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和6年10月1日から実施する。
- 2 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定（平成26年締結）は廃止する。

協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、太子町、河南町、千早赤阪村及び大阪南消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町及び奈良県広域消防組合との間における消防の相互応援について次のように協定する。

なお、この協定書は17通を作成し、それぞれの関係市町村長及び管理者において各1通を保管する。

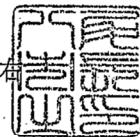
令和6年9月30日

協定者

大阪府

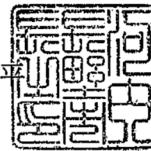
八尾市長

山本桂



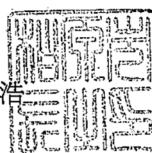
河内長野市長

西野修



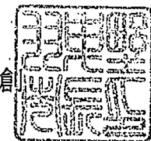
柏原市長

富宅正



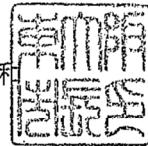
羽曳野市長

山入端



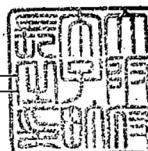
東大阪市長

野 田 義 和



太子町長

田 中 祐



河南町長

森 田 昌



千早赤阪村長

菊 井 佳



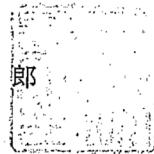
大阪南消防組合

管理者

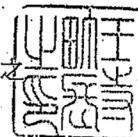
富 宅 正 浩



三郷町長
木谷慎一



王寺町長
平井康之



奈良県広域消防組合

管理者
亀田忠



資料 5-1-12 災害時等の応援に関する申し合わせ

「災害時等の応援に関する申し合わせ」

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と千早赤阪村長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。
 一 千早赤阪村内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
 二 千早赤阪村災害対策本部が設置された場合
 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。
 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
 三 災害に係る専門家の派遣
 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
 六 通行規制等の措置
 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

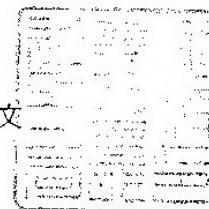
第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成26年 7月23日

甲 近畿地方整備局長 森 昌文



乙 千早赤阪村長 松本昌親



資料 5-1-13 減災を目的とした防災A Rに関する協定書

減災を目的とした防災A Rに関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と一般社団法人 全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 甲及び乙は、協同して、災害時の減災を目的に、住民に対し、村内の気象情報、地震津波情報、災害時避難場所等、必要な防災情報の提供を行うと共に、平常時からの防災意識の向上を図る取組みを行うため、本協定を締結する。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が、村内の避難所等の防災情報を乙に提供し、甲乙が協力し、ステッカーを配布し、端末装置（スマートフォン）にて利用される防災A Rシステム（以下「本システム」という。）にて、これらの情報を平常時から掲載する等して、一般に広く周知する。
- (2) 乙は、甲に災害時の村内の避難勧告、避難指示等の緊急情報及び被害状況、ライフラインに関する情報、避難所におけるボランティア受入れ情報、必要な救援物資に関する情報等を住民に広く周知させる事ができる本システムを提供する。
- (3) 乙が提供する本システムは、甲の住民に対して、平常時は防災への備蓄を促し、災害時には、現時点からの最寄りの避難場所へ誘導する情報を提供する。
- 2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲及び乙の両者の協議により決定するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。
- 5 本システムは、あくまで情報の提供が主であるが、利用状況下が災害時であるため、情報の信頼性、本システムの可動に関して、甲乙は責任を負わない。また、利用者にもその旨を利用規約にて明記するものとする。
- 6 本システムにより、広告情報を提供する場合は、別途、広告掲載要綱等を取り決め、その内容を満たすものとする。

(責任の範囲)

- 第3条 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
- 2 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
 - 3 乙は、前項以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
 - 4 本システムの窓口は、乙とする。

(費用)

第4条 前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第5条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第6条 甲及び乙は、本協定の内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ決定するものとする。

(本協定の期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までに、甲乙いずれかから、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がされない限り本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 9月17日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村

代表者 千早赤阪村長 松本 昌親



乙 滋賀県大津市一里山一丁目16番1号

一般社団法人 全国防災共助協会

代表理事 池光 博明



資料 5-1-14 災害発生時における千早赤阪村と郵便局の協力に関する協定



災害発生時における千早赤阪村と郵便局の協力
に関する協定

平成 26 年 9 月 1 日



災害発生時における千早赤阪村と郵便局の協力に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と千早赤阪村内等郵便局（別記に掲げる郵便局。以下「乙」という。）は、千早赤阪村内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、千早赤阪村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（3）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供

（4）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（5）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行なう。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

村 担 当 千早赤阪村 防災担当課長
郵便局担当 千早赤阪小吹郵便局 局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日に属する年度の3月31日をもって満了する。ただし、満了日の1か月前までに甲及び乙が延長をしない旨の意思表示を行わない限り、満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定書の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180番地

千早赤阪村

代表者 村長 松本 昌穂

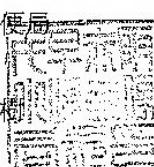


乙 大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹 68-974

日本郵便株式会社 千早赤阪小吹郵便局

代表者 千早赤阪小吹郵便局長

荻野 英樹



別記

郵便局名	住所
千早赤阪小吹郵便局	南河内郡千早赤阪村大字小吹 6 8 - 9 7 4
河南郵便局	南河内郡河南町大字白木 1 3 9 0 番地の 1
河南神山郵便局	南河内郡河南町大字神山 4 1 4 - 1
富田林郵便局	富田林市甲田 1 - 3 - 1 6

資料 5-1-15 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村における災害時指定避難所の一時避難所としての相互利用に関する協定書

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村における
災害時指定避難所の一時避難所としての相互利用に関する協定書

平成25年7月1日に締結した堺市及び南河内6市2町1村の災害時における避難者の受け入れにかかる確認書第7項に基づく協議を受け、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「関係市町村」という。）は、指定避難所を共通の一時避難所（以下「避難所」という。）として利用する協定を次のとおり締結する。

第1条 関係市町村は、相互の要請により、災害時における周辺住民等の避難所として、施設を提供するものとする。

第2条 災害時の避難所の管理運営に関しては、関係市町村相互の協議のうえ、当該協議の当事者となる市町村が別途要領を定めるものとする。

第3条 避難所の使用中に生じた施設の破損及び紛失、原状回復に関しては、関係市町村相互が協議して定めるものとする。

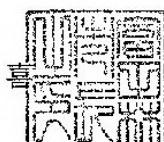
第4条 この協定に関する有効期間は、平成26年9月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、関係市町村のいずれかからこの協定解消の意思表示がない限り、期間満了の翌日から起算して1年間その効力を有し、以後この例によるものとする。なお、この協定解消の意思表示は、書面で行わなければならない。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑惑が生じた場合は、その都度、甲乙が協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、関係市町村の長が記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

平成26年9月1日

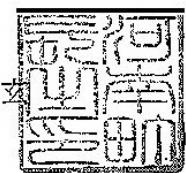
富田林市長 多田 利



太子町長 浅野 克



河南町長 武田勝



千早赤阪村長 松本昌



資料 5-1-16 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書

災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪府LPGガス協会南河内南支部富田林地区（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生し、甲が災害対策本部を設置した場合に、甲が乙の協力を得て行う物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる物資を次条に定めるところにより、乙に供給の要請をすることができる。

（1）LPGガス

（2）その他甲が必要と認める物資で、乙が対応可能なもの

（要請方法）

第3条 甲は、災害時、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した要請書（様式1号）により、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（物資の供給）

第4条 物資は、乙の営業に支障のない範囲において、甲の指定する場所へ優先的かつ速やかに供給を行うように努めるものとし、甲は、乙の提出する災害時物資調達確認書（様式第2号）により確認の上、物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し、物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が協力した物資の経費の請求は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の請求及び支払いは、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（平常時の活動）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、日ごろから情報交換や防災啓発事業及び甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を甲においては、安全環境グループ長とし、乙においては富田林地区長とする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第9条 甲と乙は、この協定に定めている事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定の期間が満了する30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がない場合、さらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月15日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村

千早赤阪村長 松本昌穂



乙 大阪府富田林市若松町3-5-6

一般社団法人 大阪府LPGガス協会 南河内南支部

富田林地区長 祐村元庸



様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

災害時物資調達確認書

甲：担当者

乙：担当者

資料 5-1-17 災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定

千早赤阪村（以下「甲」という。）と社会福祉法人一梅会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関等へ入所するに至らない程度の者で、かつ、甲の指定する避難所での生活に特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙の管理運営する特別養護老人ホーム千早赤阪春の家及びケアハウス春の家内に福祉避難所を開設し、要配慮者を避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができるように必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害発生時において、指定避難所にて要配慮者の存在を把握したときは、乙に対し、当該対象者の受入れの要請を行うものとする。
2 乙は、前項の要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（開設運営）

第3条 乙は、福祉避難所の開設運営に当たっては、要配慮者の状況の急変等に対応できる体制を確保し、要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援業務を行うものとする。

（管理運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営期間は、災害発生時から指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。この場合において、乙は、別に実績報告書及び費用請求に関する書類を作成し、これを甲に提出するものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(協定締結期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年2月2日

(甲) 所 在 地 大阪府南河内郡千早赤阪村木守水分180番地
名 称 千早赤阪村
代表者職氏名 村長 松 本 昌 

(乙) 所 在 地 大阪府富田林市大字佐備2497番地5
名 称 社会福祉法人 一梅会
代表者職氏名 理事長 道 田 憲 逸 

資料 5-1-18 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑惑が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 11月 5日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分

千早赤阪村

代表者 村長 松本 昌親



新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 挿 雄一郎



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、重手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ猿、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料 5-1-19 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書



特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

平成 30 年



特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、避難者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 覚書に規定する「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法第223号）に定める災害をいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設施し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（端子盤、配管、電話機等）を整備し、乙が設置する電話回線（屋内配線、モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 電話回線が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもつて報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（千早赤阪村）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第 6 条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。
また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第 7 条 甲および乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙 3 に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

(故障発見時の扱い)

第 8 条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第 9 条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、避難者等の通信確保に努めるものとする。
ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第 10 条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。
ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第 12 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

- 第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
 - 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
 - 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなつた場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

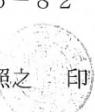
(協議事項)

- 第14条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年9月21日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分18-0番地
千早赤阪村
代表者 村長 松本 昌親 

乙 大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82
西日本電信電話株式会社
取締役大阪支店長 岸本 照之 

別紙1

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定」第5条に基づき、避難所特設公衆電話を次のとおりとする。

避難所特設公衆電話一覧表

No	避難所	回線数	市町村	住所	特設公衆電話番号 (0721)	設置場所
1	B&G海洋センター 体育館	2	千早赤阪村	東阪255-1	・72-1072 ・72-1073	1階 ホール 事務所前
2	くすのきホール	3	千早赤阪村	水分263	・72-0435 ・72-0436 ・72-0437	1階 ホール 図書館前
3	千早小吹台小学校 体育館	3	千早赤阪村	小吹68-780	・72-1384 ・72-1385 ・72-1386	体育館外壁 渡り廊下横
4	赤阪小学校 体育館	3	千早赤阪村	水分56	・72-7485 ・72-7486 ・72-7487	体育館外壁 入口横
5	保健センター	3	千早赤阪村	水分195-1	・72-7581 ・72-7582 ・72-7583	1階 ホール 入口上
6	いきいきサロン くすのき	3	千早赤阪村	二河原邊8-1	・72-7294 ・72-7295 ・72-7296	玄関前 軒上
7						
8						
9						
10						

別紙2

情報管理責任者通知書（新規）

西日本電信電話株式会社
大阪支店設備部長
熊崎 順友 様

千早赤阪村総務課
課長 中野 光二

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

避難所名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
「避難所特設公衆電話一覧表」（別紙1） のとおり	(正) 千早赤阪村総務課 課長 中野 光二	Tel 0721-72-0081 FAX 0721-72-1880 E-mail somu@vill.chihayaakasaka.lg.jp
	(副) 千早赤阪村総務課 係長 三輪 厚之	Tel 0721-72-0081 FAX 0721-72-1880 E-mail somu-8@vill.chihayaakasaka.lg.jp
	(正)	Tel - - FAX - - E-mail
	(副)	Tel - - FAX - - E-mail
	(正)	Tel - - FAX - - E-mail
	(副)	Tel - - FAX - - E-mail
	(正)	Tel - - FAX - - E-mail
	(副)	Tel - - FAX - - E-mail

別紙2

情報管理責任者通知書（新規）

千早赤阪村総務課
課長 中野 光二 様

西日本電信電話株式会社
大阪支店設備部長
熊崎 順友

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

避難所名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
「避難所特設公衆電話一覧表」（別紙1）のとおり	(正) 設備部 災害対策室長 長濱 史晃	Tel 06-6210-2293 FAX - E-mail : fumiaki.nagahama.yp@west.ntt.co.jp
	(副) 設備部 災害対策担当課長 伊藤 宏	Tel 06-6210-2604 FAX 06-6585-9410 E-mail : hiroshi.itou.rk@west.ntt.co.jp
	(正)	Tel - - FAX - - E-mail
	(副)	Tel - - FAX - - E-mail
	(正)	Tel - - FAX - - E-mail
	(副)	Tel - - FAX - - E-mail
	(正)	Tel - - FAX - - E-mail
	(副)	Tel - - FAX - - E-mail

別紙3

特設公衆電話の定期試験仕様書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第7条に基き、次に定める定期試験を年1回を目安として、実施する。

試験名	実施手順
I . NTT西日本による回線試験	<p>①NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線(モジュラージャックまで)の回線試験を実施します。</p> <p>②回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。</p>
II . 自治体様による通話試験	<p>①各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体内の部署等に電話をかけ、正常に通話が出来るかの確認を実施します。</p> <p>②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障部門へ連絡願います。</p>

資料 5-1-20 千早赤阪村と株式会社 FC 大阪との包括連携に関する協定書

千早赤阪村と株式会社 FC 大阪との 包括連携に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と株式会社 FC 大阪（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、村民サービスの向上及び村域の成長・発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 村政の PR に関すること
- (2) 地域活性化に関すること
- (3) 子ども・福祉に関すること
- (4) スポーツ・健康に関すること
- (5) 防災に関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より 1 年間とする。なお、有効期間満了日までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 甲及び乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の 1 ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は双方の秘密に関する事項について守秘義務を負う。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年6月9日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

大阪府千早赤阪村

村長

松本昌親



乙 大阪府大阪市中央区北久宝寺町2丁目1番10号

株式会社F C大阪

会長

吉澤正登



資料 5-1-21 災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書

書

災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書

千早赤阪村（以下「甲」という。）及び関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合に、緊急交通路の確保、停電復旧に支障となる障害物の移動等について、以下のとおり確認する。

（対象区域）

第1条 対象とする区域は、甲が管理する道路とし、必要に応じその周辺区域を含むものとする。

（適用範囲）

第2条 本覚書は、緊急交通路の確保及び停電復旧に係る応急措置の実施の支障となるものとして、緊急車両や工事車両等の通行の妨げとなる土砂や倒木及び倒壊した電力設備、通行障害の恐れがありかつ停電復旧の妨げとなる電力設備への掛けり木等の障害物の移動その他必要な措置（以下「移動作業」という。）に適用するものとする。

（運用方法）

第3条 移動作業に係る具体的な運用方法については、別で定める『連携フロー（案）』に基づき対処する。

（費用負担）

第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて実施した事項に要した費用をそれぞれ実施した者が負担する。

（損失補償）

第5条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責任において処理解決に当たるものとする。

2 移動作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲及び乙の責に帰するもの以外は、移動作業の実施者が第三者に対する窓口となり、損害賠償等に対する費用負担については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

(意見交換)

第6条 甲及び乙は、作業の実績等について、積極的に意見交換を行い、双方合意のうえ必要に応じてこの覚書および『連携フロー（案）』の見直しおよび変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は覚書締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この覚書は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この覚書に関し、疑義又は定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年 4月 1日

甲 千早赤阪村
代表者 村長 南本



乙 関西電力送配電株式会社
大阪支社 大阪南電力本部長 米満 英二



資料 5-1-22 災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定

災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定

千早赤阪村（以下「甲」という。）と第一航空株式会社（以下「乙」という。）は、災害等緊急時における航空機の業務協力について次のとおり協定を締結する。



（趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、地震その他異常気象により災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、甲が乙所有の航空機を使用して業務を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（業務協力）

第2条 甲は乙に対し、次の各号の事項について業務協力を要請することができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な範囲で対応するよう努めるものとする。

- (1) 応急対策に必要な物資又は人員の輸送
- (2) 災害等により村内において必要となる住民への広報
- (3) 村内において災害等による被害調査のための航空写真の撮影
- (4) 村外において発生した災害等に対し、甲が支援を行う場合における、現地へ派遣する職員及び物資の輸送

（運航要請）

第3条 甲は、災害等緊急時において、乙所有の航空機を使用して協力を要請するときは、乙に対して、運行要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに書類を送付するものとする。

（運航要請に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかに航空機及び操縦士を出動させるとともに、運行回答書（様式第2号）により甲に通知するものとする。

（運航時間）

第5条 運航は、甲の要請に基づき出動する航空機が、現に駐機している定置場を出発した時に始まり、当該定置場に帰着した時に終わるものとする。

（運航時の航空機の定置場）

第6条 運航時の航空機の定置場は、甲が指定する地点とする。

（航空機の運航実績の報告）

第7条 乙は、第2条第1項の規定により要請を受けた場合において、本協定に基づく業務を実施したときは、運航を要請した甲に運航実績報告書（様式第3号）を提出するものとする。



(経費の負担)

第8条 第3条第1項の規定により出動した航空機の運航費用については、甲の負担とする。

2 第1項に定める費用については、航空法第105条の規定により、乙が国土交通大臣に届け出た運賃・料金とする。

(支払い)

第9条 甲は、第7条に規定する運航実績報告書の内容を適當と認めたときは、航空機の運航費用を、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第10条 運航中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が甲の責めに帰するべき理由によるものであるときは、甲がその賠償の責任を負う。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自の1通を保有する。

令和3年6月30日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村
代表者 村長

乙 堺市西区鳳東町4丁401番地1
第一航空株式会社
代表取締役社長

南 本 蔵



西洞院満身美

Red circular seal impression of Misumi (西洞院満身美)

様式第1号

年 月 日

運航要請書

第一航空株式会社 様

千早赤阪村長

「災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定書」第3条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

運航年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		
業務内容	①概要 ②搭乗予定者数 人 【搭乗者名簿添付】 ③積載物資の有無（寸法／重量） 有り（寸法／重量） 無し ④使用資器材		
集結地等	名称： 住所： 【概要図添付】	到着希望時刻	年 月 日 時 分
連絡窓口	甲：千早赤阪村危機管理課	担当者名 TEL： /FAX：	
	乙：第一航空株式会社	担当者名 TEL： /FAX：	
備考	番 号 【 業務協力の可否 【可・否】 集結地 【上記のとおり・その他】 到着時間 【年 月 日 時 分】		

様式第2号

年 月 日

運航回答書

千早赤阪村長 様

第一航空株式会社

「災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定書」第4条第1項の規定により、下記のとおり回答します。

記

運航年月日	年 月 日 ～ 年 月 日		
業務内容	①概要 ②搭乗予定者数 人 【搭乗者名簿添付】 ③積載物資の有無（寸法／重量） 有り（寸法／重量） 無し ④使用資器材		
集結地等	名称： 住所： 【概要図添付】	到着希望時刻	年 月 日 時 分
連絡窓口	甲：千早赤阪村危機管理課	担当者名 TEL： ／FAX：	
	乙：第一航空株式会社	担当者名 TEL： ／FAX：	
備考	番号【 業務協力の可否【可・否】 集結地【上記のとおり・その他】 到着時間【年 月 日 時 分】		

様式第3号

年 月 日

運航実績報告書

千早赤阪村長 様

第一航空株式会社

「災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定書」第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

運航年月日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 〔所要時間： 時間 分〕		
業務内容	①概要 ②搭乗者数 人 【搭乗者名簿添付】 ③積載物資の有無（寸法／重量） 有り （寸法／重量） 無し ④使用資器材		
集結地等	名称：	到着時刻	年 月 日 時 分
運航コース			
連絡窓口	TEL : /FAX :		
備考	番号【 】		

資料 5-1-23 災害時における施設利用等に関する協定（サナダ精工株式会社）



災害時における施設利用等に関する協定

千早赤阪村（以下「甲」という。）とサナダ精工株式会社（以下「乙」という。）とは、千早赤阪村内において、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の所有する倉庫及び駐車場（以下「施設」という。）及び生活物資の供給等、防災活動を行うために必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し次の事項について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の施設を、災害時の一時避難場所及び集積場所等として、甲に提供すること。
- (2) 乙が調達可能な生活物資を甲に供給すること。

（利用施設）

第3条 利用する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 倉庫
- (2) 駐車場

（物資の提供）

第4条 甲が乙に供給を要請する生活物資は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な生活物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資
- (3) その他甲が指定する物資

（要請手続）

第5条 甲は、乙に対して、第2条第1項第1号に基づき施設の協力要請をする場合は、施設利用要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急時には、電話または口頭により協力を要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。また、第2条第1項第2号に基づき物資の提供を要請する場合は、生活物資注文書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 乙は、甲からの施設利用要請を受けた場合は、応否を甲に回答するものとする。承諾する場合にあたっては、利用できる場所を併せて回答するものとする。

（施設の管理）

第6条 施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 乙は、施設の管理運営について、可能な範囲で甲に協力するものとする。

(生活物資の引渡等)

第7条 第5条に基づく生活物資の引渡場所は、乙の施設等とし、甲は当該場所に職員を派遣して生活物資を確認のうえ、引き取るものとする。ただし、甲は必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(施設の負担)

第8条 施設の使用料は無料とする。

(費用の支払い)

第9条 生活物資の供給に要した費用等は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があった時は、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定に関する連絡体制、連絡方法等について事前に協議し、定めておくものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年10月26日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村

代表者 村長

南 本 斎



乙 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 410 番地 9

サナダ精工株式会社

代表取締役社長

眞田 和義



様式第1号(第5条関係)

第 号 年

月 日

様

千早赤阪村長

施設利用要請書

「災害時における施設利用等に関する協定」に基づき、施設利用について、下記のとおり申請します。

記

内 容 :

日 時 : 年 月 日 時 分 ~

名 称 :

場 所 :

その他 :

問い合わせ先

電話

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月
日

千早赤阪村長

物 資 提 供 要 請 書

「災害時における施設利用等に関する協定」に基づき、物資の提供について、下記のとおり要請します。

要請日	年 月 日		
場所	千早赤阪村		
内 容	項目	品目名	数量
	生活物資の供給		
その他			

問い合わせ先
電話